

利用料金施設の料金の範囲の見直し

施設の名称	大分県農業文化公園
-------	-----------

・利用料金制を採用する施設は、条例に定める料金の範囲内で、指定管理者が県と協議の上、実際の利用料金を設定します。
 今回の見直しでは指定管理者が物価高騰を踏まえた料金改定を行えるよう、利用料金範囲の上限を改定します。

(単位：円)

利用料金の名称	区分		条例上の料金						
			改定前		改定後		改定額		
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	
オートキャンプ場利用料	宿泊	区画/泊	0	4,800	0	<u>5,150</u>	0	350	
	休憩	区画/回	0	2,400	0	<u>2,600</u>	0	200	
コテージ利用料		棟/泊	0	14,700	0	<u>15,700</u>	0	1,000	
コテージ利用料(4人を超える場合の1人あたりの加算額)			0	2,880	0	<u>3,100</u>	0	220	
クライנגルテン利用料		区画/年	0	18,000	0	<u>(削除)</u>	0	<u>(削除)</u>	
設備利用料	ボート	ペダル式	1隻30分	0	1,200	0	<u>1,300</u>	0	100
		手こぎ式	1隻30分	0	600	0	<u>640</u>	0	40
	自転車	1台2時間	0	360	0	<u>390</u>	0	30	
	連結けん引式乗合自動車	人/回	0	240	0	<u>260</u>	0	20	
	キャンプ用品	個(一式)/回	0	2,400	0	<u>2,600</u>	0	200	
	洗濯機	回	0	120	0	<u>130</u>	0	10	
	乾燥機	回	0	240	0	<u>260</u>	0	20	
	シャワー室	回	0	120	0	<u>130</u>	0	10	
	遊具	個(一式)/日	0	120	0	<u>130</u>	0	10	
飲食料		品	0	5,000	0	<u>5,350</u>	0	350	